

社会福祉法人蘇幸会役員に対する
報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 蘇 幸 会

社会福祉法人蘇幸会役員に対する報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人蘇幸会役員（以下「役員」という）の報酬及び費用弁償並びに、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の金額)

第2条 役員報酬（以下「報酬」という）の金額は次のとおりとする。

(1) 常勤の理事長 月額 560,000円

賞与 6月(3.4)、12月(3.6)

(2) 理事、監事、評議員の報酬は、勤務1日につき10,000円とする。

(3) 評議員選任・解任委員の報酬は、1回につき10,000円とする。

(4) 阿蘇市以外の交通費は実費を支給するものとする。

(職員である者についての制限)

第3条 役員でかつ、社会福祉法人蘇幸会職員で有るものに対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が業務を行うため旅行したときは費用を弁償する。費用弁償の額は、たちばな園旅費規程別表の区分施設長・医師を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員の旅は、旅行命令によるほか理事長の発する会議招集通知によることができるものとする。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員報酬及び費用弁償の支給方法については、たちばな園職員の例による。

附 則

この規程は議決の日をもって施行し、令和元年6月1日から適用する。